

居宅介護支援契約書別紙（兼重要事項説明書H）

利用者に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、長岡市条例の規定に基づき、当事業所が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 至誠会
主たる事務所の所在地	〒940-1111 新潟県長岡市町田町575番地
代表者（職名・氏名）	理事長・荒川 太郎
設立年月日	昭和42年12月27日
電話番号	0258-32-4040

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	居宅介護支援事業所やすらぎ園	
サービスの種類	居宅介護支援・介護予防支援	
事業所の所在地	〒940-1111 新潟県長岡市町田町555番地	
電話番号	0258-33-5551	
指定年月日・事業所番号	平成12年 3月31日指定	1570200731
管理者の氏名	青木 真里子	
通常の事業の実施地域	長岡市の日常生活圏域の内、川東地区西（千手・表町・中島・神田・新町）、川東地区東（四郎丸・豊田・坂之上・川崎）、川東地区北（栖吉・富曾亀・山本・新組・黒条）、川東地区南・山古志（宮内・十日町・六日市・太田・山通・山古志）の地区	
第三者評価の実施状況	なし	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援又は介護予防支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態又は要支援状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- 利用者のお宅を訪問し、利用者の心身の状態を適切な方法により把握の上、利用者自身や家族等協力者の希望を踏まえ、公正中立的な立場で「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、利用者とその家族等協力者、指定（介護予防）居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、利用者と事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 指定居宅介護支援又は介護予防支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- 当事業所の居宅サービス計画に位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の利用状況等は別紙のとおりであり、特定の指定居宅サービス事業者だけでなく、複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができます。
- 当事業所に対して、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。
- 利用者の要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- 利用者が介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。
- ご自宅での最期を希望する場合も、家族等協力者並びに指定居宅サービス事業者等と共に相談支援を致します。

5. 営業日時

営 業 日	月曜日から金曜日まで並びに事業者が指定する日 ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び事業者が指定する日（お盆（8月13日から8月16日）及び年末年始（12月31日から1月3日））を除きます。
営 業 時 間	午前8時40分から午後5時40分まで ただし利用者の希望に応じて、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業員の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
管理者	1人		1人
介護支援専門員	2人	0人	2人

※管理者と介護支援専門員は兼務とします。

7. 利用料

指定居宅介護支援又は介護予防支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援又は介護予防支援が法定代理受領サービスである時は、利用者の自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、当事業所は指定居宅介護支援（介護予防支援）提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援（介護予防支援）提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

(1) 居宅介護支援の利用料

【基本利用料】

取扱要件	利用料 (1か月あたり)		利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
介護予防支援費	要支援	4,720 円	無料	4,720 円
居宅介護支援費(I)(i) <取扱件数が45件未満>	要介護度1・2	10,860 円	無 料	10,860 円
	要介護度3・4・5	14,110 円		14,110 円
居宅介護支援費(I)(ii) <取扱件数が45件以上 60件未満>	要介護度1・2	5,440 円		5,440 円
	要介護度3・4・5	7,040 円		7,040 円
居宅介護支援費(I)(iii) <取扱件数が60件以上>	要介護度1・2	3,260 円		3,260 円
	要介護度3・4・5	4,220 円		4,220 円
居宅介護支援費(II)(i) <取扱件数が50件未満>	要介護度1・2	10,860 円	無 料	10,860 円
	要介護度3・4・5	14,110 円		14,110 円
居宅介護支援費(II)(ii) <取扱件数が50件以上 60件未満>	要介護度1・2	5,270 円		5,270 円
	要介護度3・4・5	6,830 円		6,830 円
居宅介護支援費(II)(iii) <取扱件数が60件以上>	要介護度1・2	3,160 円		3,160 円
	要介護度3・4・5	4,100 円		4,100 円

※ 居宅介護支援費(II)は、指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステム（国民健康保険中央会が運用する「ケアプランデータ連携システム」）の活用及び事務職員の配置を行っている場合に該当。

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50% (2月以上継続の場合100%)
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく80%を超える場合	2,000円
業務継続計画未実施減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定、必要な措置を講じていない場合	所定単位数の1%に相当する金額を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止に関する措置が講じられていない場合	所定単位数の1%に相当する金額を減算
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束に関する措置が講じられていない	所定単位数の1%に相当

	場合	する金額を減算
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者 指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く）に居住する利用者	所定単位数の95%を算定

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1月につき）	3,000円
特定事業所加算(Ⅰ)	主任介護支援専門員を2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合	5,190円
特定事業所加算(Ⅱ)	主任介護支援専門員を1名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	4,210円
特定事業所加算(Ⅲ)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	3,230円
特定事業所加算(A)	連絡体制・相談体制確保、研修実施、実務研修への協力、事例検討会の実施等を、他の事業所と連携しながら取り組んだ場合	1,140円
特定事業所医療介護連携加算	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している場合	1,250円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	利用者が入院した日（営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。）に、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合（1月につき1回を限度）	2,500円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	利用者が入院した日の翌日又は翌々日（営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目営業日でない場合は、その翌日を含む。）に、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合（1月につき1回を限度）	2,000円
退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	
	【(Ⅰ)イ】病院等の職員からの情報収集を1回行っている場合	4,500円
	【(Ⅰ)ロ】病院等の職員からの情報収集をカンファレンスにより1回行っている場合	6,000円
	【(Ⅱ)イ】病院等の職員からの情報収集を2回	6,000円

	以上行っている場合	
	【(Ⅱ)ロ】 病院等の職員からの情報収集を2回行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合	7,500円
	【(Ⅲ)】 病院等の職員からの情報収集を3回以上行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合	9,000円
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診療を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して必要な情報提供を行うとともに、医師等から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合（1月につき）	500円
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者提供した場合	4,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2,000円
特別地域居宅介護支援加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の15%
小規模事業所加算	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの実利用者数が20名以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の10%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域（＝新潟県の場合は全域）において通常の事業の実施地域外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%

（注1）上記の基本利用料及び加算額は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合はこれら基本利用料も自動的に改定されます。その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（2）支払い方法

上記の利用料は、1ヵ月ごとにまとめて請求しますので、次の方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座振替	口座振替依頼書に必要事項を記入し、口座届出印を押印のうえ、事業者へ提出してください。 サービス利用した月の翌月の23日（休業日の場合は、直前の営業日）に指定口座から引落されます。 なお、口座振替手数料として96円（税込）がかかります。

8. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を

行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 担当の介護支援専門員

利用者を担当する介護支援専門員及びその管理責任者は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

担当介護支援専門員の氏名：

管理責任者の氏名： 青木真里子

連絡先（電話番号）： 0258-33-5551

10. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号：0258-33-5551 面接場所：当事業所の相談室
---------	------------------------------------

- (2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	長岡市福祉保健部介護保険課	電話番号 0258-39-2245
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

11. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。
- (3) 病院や診療所に入院する必要がある場合には、「9. 担当の介護支援専門員」に記載の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の病院等に伝えていただきますようお願いします。
- (4) 昨今では、一部のご利用者やご家族等による職員へのハラスメントが問題になっています。ハラスメントは、職員の心身に悪影響を与えるだけでなく、安心して働くことを難しくし、状況によってはご利用者ご自身のサービスの提供も終了となる場合があります。ハラスメントを防止することは、ご利用者のみなさまによりよいサービスを継続して利用していただけることにもつながりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- (例：物を投げる、唾を吐く、体を叩く、大声で怒鳴る、理不尽な要求、体に触れる、性的な話をする、長時間のクレーム、つきまとう等)